

恵庭市災害廃棄物処理計画 骨子案

目 次

第1編 総則	1
第1章 基本的事項	1
第1項 計画の目的.....	1
第2項 計画の位置付け.....	1
第3項 地域特性.....	3
第4項 対象とする災害.....	5
第5項 対象とする廃棄物.....	5
第6項 処理主体.....	5
第7項 処理の基本方針.....	5
第2章 組織体制・指揮命令系統	7
第1項 災害対策本部.....	7
第2項 災害廃棄物担当組織.....	8
第3章 情報収集・連絡	9
第1項 災害廃棄物担当組織における情報収集・記録.....	9
第2項 道や関係機関との相互連絡.....	9
第3項 住民への広報・啓発.....	10
第4章 協力・支援体制	11
第1項 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制.....	11
第2項 他市町村等との協力・支援.....	12
第3項 道の協力・支援.....	13
第4項 民間事業者との連携.....	14
第5項 自衛隊・警察・消防との連携.....	14
第6項 ボランティアとの連携.....	14
第5章 職員への教育訓練	15
第2編 一般廃棄物処理施設等	16
第1章 一般廃棄物処理施設	16
第1項 一般廃棄物処理施設の設置状況.....	16
第2項 一般廃棄物処理施設における災害対策.....	16
第2章 し尿	17
第1項 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数.....	17
第2項 災害時におけるし尿の収集運搬・処理.....	18
第3章 避難所ごみ等	19
第1項 避難所ごみ発生量.....	19
第2項 災害時における生活系ごみの収集運搬・処理.....	20

第3編 災害廃棄物対策	21
第1章 災害廃棄物処理の流れ	21
第2章 災害廃棄物発生量等の推計	22
第1項 災害廃棄物発生量	22
第2項 災害廃棄物処理可能量	25
第3項 災害廃棄物処理フロー	29
第4項 仮置場必要面積	31
第3章 災害廃棄物の処理	32
第1項 災害廃棄物処理実行計画の作成	32
第2項 処理スケジュール	33
第3項 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)	33
第4項 収集運搬	33
第5項 仮置場	34
第6項 分別・処理・再資源化	39
第7項 焼却処理	40
第8項 最終処分	40
第9項 広域的な処理・処分	40
第10項 適正処理が困難な廃棄物等	41
第11項 水害による廃棄物への対応	45
第12項 思い出の品等	45
第4編 地域特性と対応方針	46

第1編 総則

第1章 基本的事項

第1項 計画の目的

本計画は、今後発生が予測される自然災害（地震や津波及び水害、その他自然災害）において、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したものである。

第2項 計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月）」をもとに、「恵庭市地域防災計画（平成30年2月）」、「恵庭市一般廃棄物処理基本計画（平成27年10月）」、「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」等の関連計画と整合を図りながら策定した。本計画は、国の指針や地域防災計画の改定等をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

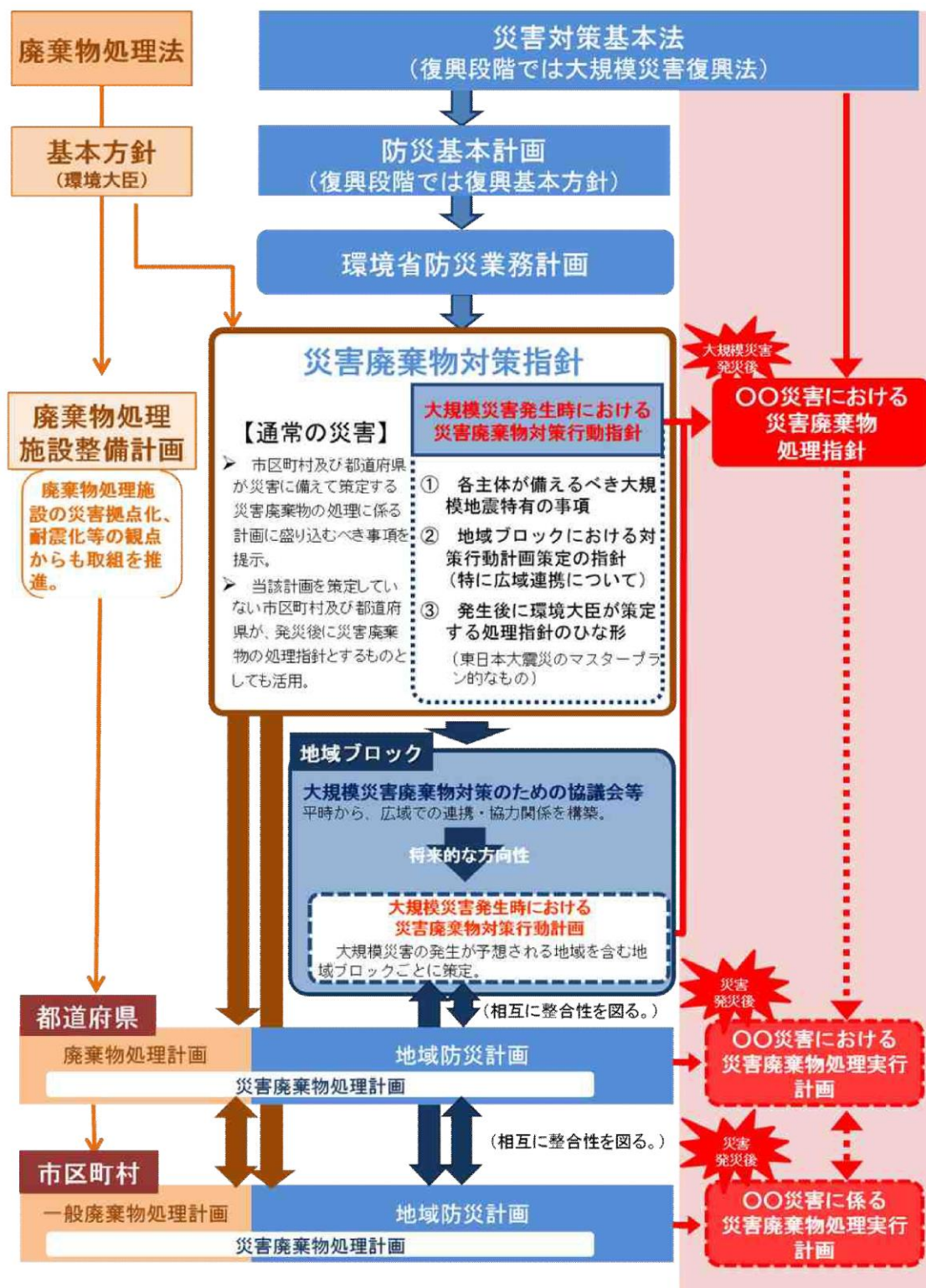


図 1-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)」

第3項 地域特性

(1) 地形・地勢・気候

恵庭市の地形は、南西部は後志の山系に連なって起伏があり、北方に至るに従って緩傾斜の丘陵となり、石狩平野の一部を形成している。市内の河川(漁川・島松川)は、その源をこの山地に発して市の中央部を貫流し、石狩川の支流である千歳川に注がれている。

地質は、第四紀に噴出した火山灰に腐植土が混じった砂質土壌で、この火山灰の積層は、北方3cmから南方に至るに従って次第にその量を増し、120cmに達するところがある。高丘地帯は、山林と原野で本市の概ね2分の1の面積を占め、このうち67km²が自衛隊の演習場という特殊な性質を有している。西北部は地味肥沃な農耕地である。

気候は、北海道の中では温暖な気候ですが、内陸にあるため、札幌市に比べると冬の朝晩の冷え込みが厳しく、大陸からの寒気に覆われ、放射冷却が強まると-20°C前後になる。一方、夏季は札幌よりはずっと冷涼であり、猛暑となることはほとんどない。なお、日本海から比較的遠いため、雪の量は札幌市より少ないが、太平洋側気候の影響を強く受け千歳市より多く、年間降雪量は576cmに達する年もあり、冬期の最深積雪は、200cmにも達する。



図 1-2 恵庭市の位置図

出典：「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」

(2) 人口・都市形成

恵庭市の人口は、69,702人(平成27年国勢調査)で、北海道の総人口の1.3%を占め、北海道内の市町村別人口では第13位となっている。なお、人口密度は236.7人/km²で、全道平均の人口密度68.6人/km²を大きく上回る。

恵庭市の人口は年々増加傾向を示し、平成27年時点の6.9万人である。平成22年と比べて318人(0.5%)増加した。

年齢3区分別にみると、年少人口(15歳未満)が9,132人、生産年齢人口(15～64歳)が42,897人、老年人口(65歳以上)が17,465人となっている。総人口に占める割合は、それぞれ13.1%、61.5%、25.1%(平成22年は13.1%、65.0%、20.8%)となり、老年人口の割合が平成22年と比べ4.3ポイント上昇し、生産年齢人口は3.5ポイント低下した。

(3) 交通

恵庭市は、南は新千歳空港がある千歳市、北は北海道の最大都市の札幌市に接しており、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置している。恵庭市街地には、札幌市から室蘭市を結ぶ国道36号線が通っており、並走して道央自動車道がある。国道36号線には、交通量増加や冬季の交通事故による安全性低下への対策として恵庭バイパスが建設されており、開通後、

下り線（札幌方向）にはロードサイド店舗が建ち並び、恵庭市の新たな商業集積地となっている。

JR 駅は 4 カ所あり、快速列車が停車する恵庭駅まで札幌から約 24 分、新千歳空港から約 13 分となっている。

（４） 産業

恵庭市の産業大分類別 15 歳以上就業者数は、第 1 次産業が 1,212 人（構成比 3.8%）、第 2 次産業が 6,550 人（同 20.7%）、第 3 次産業が 22,605 人（同 71.4%）（平成 27 年国勢調査）であり、北海道全体と比較し、第 1 次産業の割合が低く、第 2 次産業及び第 3 次産業の割合が高い。

産業大分類別にみると、「製造業」が 4,600 人（構成比 14.5%）で最も多く、以下「卸売業、小売業」の 4,509 人（同 14.3%）、「公務」の 3,998 人（同 12.6%）、「医療、福祉」の 3,355 人（同 10.6%）、「サービス業」の 2,015 人（同 6.37%）と続いている。

恵庭市の歴史は漁川沿いの農地開拓にはじまり、現在も肥沃な大地と豊かな水資源を活かし、農業が基幹産業となっている。その販売額は約 62 億円、うち馬鈴薯、南瓜、人参、大根、キャベツ等を代表とする露地野菜が約 12 億円と最も大きい。酪農においても優良牛生産地帯として知られている。また、交通アクセスの利便性により、恵庭市には、7 カ所の工業団地があり、食品製造業から運送業、建設業、製造業、自動車関連業など、多種多様な企業約 230 社が操業している。

（５） 平時のごみ処理状況

恵庭市のごみ処理は、ごみの分別種類として燃やせるごみ、生ごみ、燃やせないごみ（キケンごみ）、粗大ごみ、資源ごみ（小分類：7 種類）の大きく 5 区分がある。生ごみは、平成 24 年 9 月より「生ごみ・し尿処理場」で、破碎分別後、し尿処理施設の混合槽へ移送し、その後、し尿、浄化槽汚泥とともに、下水道終末処理場に圧送し、バイオガス化を行っている。破碎分別により発生した残渣は、恵庭市ごみ処理場に搬入し、埋立処分している。

資源物については「リサイクルセンター」において資源化している。リサイクルセンターでは、収集した資源物からの異物除去や、選別・圧縮・梱包などの処理を行い、指定事業者や民間事業者に引き渡している。

最終処分場では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、キケンごみ及び資源物と生ごみから発生した残渣をごみ処理場に埋立処分している。

なお、焼却施設については、昭和 54 年供用開始のごみ焼却場が休止中であり、平成 32 年度から新施設を供用開始予定である。

第4項 対象とする災害

本計画で想定する災害は、恵庭市地域防災計画及び関連計画等の対象災害をふまえ、地震については「石狩低地東縁断層帯南部の地震」を対象とした。

また、水害については恵庭市において浸水深及び範囲の大きい「石狩川水系漁川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」とした。

地域防災計画や被害想定の内容が変更となった場合等には、見直しを行う。規模や種類が異なる災害が発生した場合は、本計画で定める対応方策を参考に、状況に応じて柔軟に対応する。

第5項 対象とする廃棄物

本計画では、表 1-1 に示す災害時に発生する廃棄物を対象とする。

災害時は、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。災害廃棄物としては、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

第6項 処理主体

災害廃棄物を含む一般廃棄物については、恵庭市が処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物処理に努める。その際、必要に応じて近隣市町村、道、国、民間事業者等に支援を要請する。

また、甚大な被害により行政機能の喪失や災害廃棄物の処理が長期間に及ぶなど、恵庭市自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な状況と判断される場合で、恵庭市から道に地方自治法第 252 条の 14 の規程に基づき、廃棄物の処理に関する事務の一部を委託した場合は、道が災害廃棄物処理を行う。

なお、災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任で処理する。

第7項 処理の基本方針

(1) 処理期間

大規模災害の場合であっても、可能な限り 3 年以内に処理を完了するよう努める。ただし、復旧・復興計画と整合を図りながら、被災状況に応じて柔軟に目標期間を設定する。

(2) 再資源化・減量化

発災現場や仮置場での分別を徹底し、可能な限り再資源化を図り廃棄物の減量化に努める。

(3) 既存施設の活用

平時に利用している廃棄物処理施設を最大限活用する。被災状況等に応じて、産業廃棄物処理施設の活用、他の自治体との連携、仮設処理施設の設置等により処理を行う。

(4) 公衆衛生の確保

廃棄物処理の遅延等により、健康被害や生活環境保全上の支障が生じることのないよう、公衆衛生の確保に努める。

表 1-1 災害廃棄物の種類

生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い 事業系一般廃棄物として管理者が処理する	
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	
災害廃棄物	可燃物/ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物/ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	小型家電/ その他家電	被災家屋から排出される小型電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる 仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、漁網、石こうボード、廃船舶など	

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)」

p.1-9、p.1-10

第2項 災害廃棄物担当組織

発災後は、災害の規模に応じて、図 1-4 に示すように総括責任者のもと、総務、処理計画、解体撤去、仮置場、住民窓口などの役割を定めて災害廃棄物処理における組織体制を整える。また、大規模災害時など人員が不足する場合は、他自治体職員の応援を要請するなどの対応を検討する。

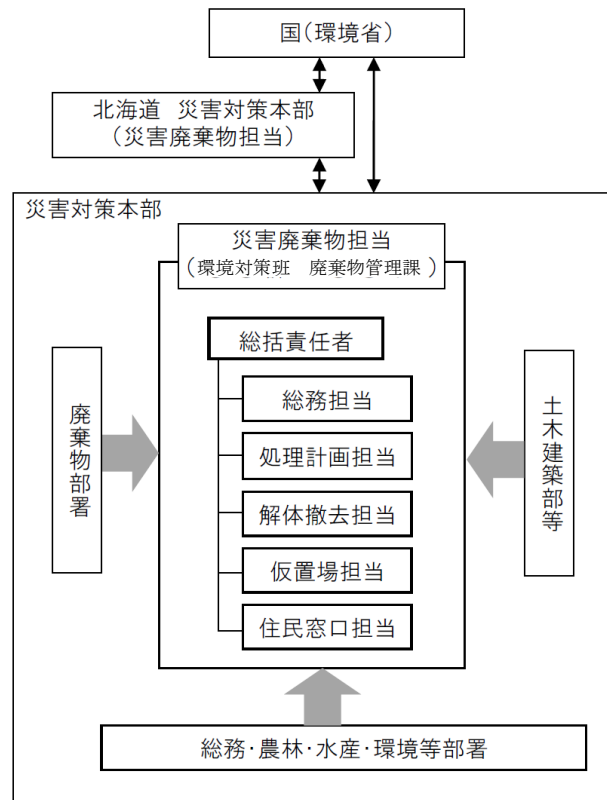


図 1-4 災害廃棄物担当組織（例）

出典：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル 平成 24 年 5 月 廃棄物資源循環学会」を参考に作成

第3章 情報収集・連絡

第1項 災害廃棄物担当組織における情報収集・記録

災害廃棄物担当組織は、廃棄物処理に係る情報収集を行い、関係部局と連携しながら情報の一元化を図るとともに、発災直後から情報の記録を行う。

表 1-2 発災後に情報収集が必要な事項（例）

目的	内容	情報収集主体
災害廃棄物発生量の把握	建物の被害状況（全壊、半壊、浸水棟数等）	○
	水害または津波の浸水面積	○
避難所ごみ、し尿発生量の把握	避難所の設置数、避難人数	○
災害廃棄物処理体制の構築	ライフラインの被災状況（電気・ガス・水道・下水道）	○
	道路情報	○
	一般廃棄物処理施設の被害状況	●
	一般廃棄物収集体制（し尿含む）の被害状況	●
	適正処理困難廃棄物の発生状況	●
災害廃棄物処理の進捗管理	運搬車両、仮設トイレ等の充足状況	●
	仮置場整備状況	●
	災害廃棄物等の処理状況	●

●：災害廃棄物担当組織、○：その他関係機関や部局等

第2項 道や関係機関との相互連絡

災害廃棄物に係る情報は、必要に応じて道や関係機関と共有するとともに、被災状況に応じて支援要請等を行う。

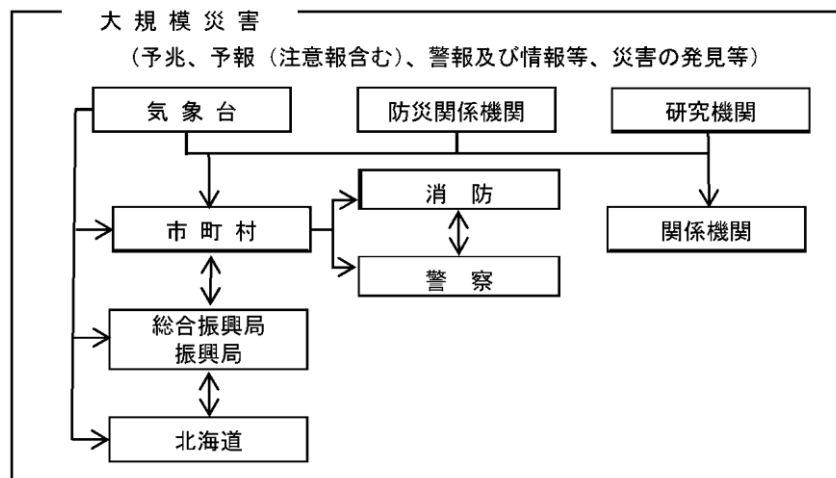


図 1-5 大規模災害発生時の連絡体制

出典：「北海道災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月 北海道）」

第3項 住民への広報・啓発

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、住民の理解を得ることが重要である。このため、平時から廃棄物の分別や燃ごみの排出禁止等に関する啓発等を継続的に行う。また、災害廃棄物の発生量を減らすため、平時から退蔵物の適正処理を促す。

対応時期ごとの情報発信方法と発信内容は表 1-3 を基本とし、他の発信方法として公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）、チラシ等の複数の媒体の同時利用についても検討する。災害時には、住民広報する情報を分かりやすく整理し、広報担当部局と連携して情報発信する。

表 1-3 対応時期ごとの発信方法と発信内容

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	<ul style="list-style-type: none"> 自治体庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し 自治体のホームページ マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容） 	<ul style="list-style-type: none"> 有害・危険物の取り扱い 生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥等の収集体制 問い合わせ先 等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	<ul style="list-style-type: none"> 広報宣伝車 防災行政無線 回覧板 自治体や避難所等での説明会 コミュニティFM 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場への搬入 被災自動車等の確認 被災家屋の取り扱い 倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続き等）等
処理ライン確定～本格稼働時	<ul style="list-style-type: none"> 災害初動時と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法 	<ul style="list-style-type: none"> 全体の処理フロー、処理・処分先の最新情報 等

出典：「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）」技術資料【技 1-24】

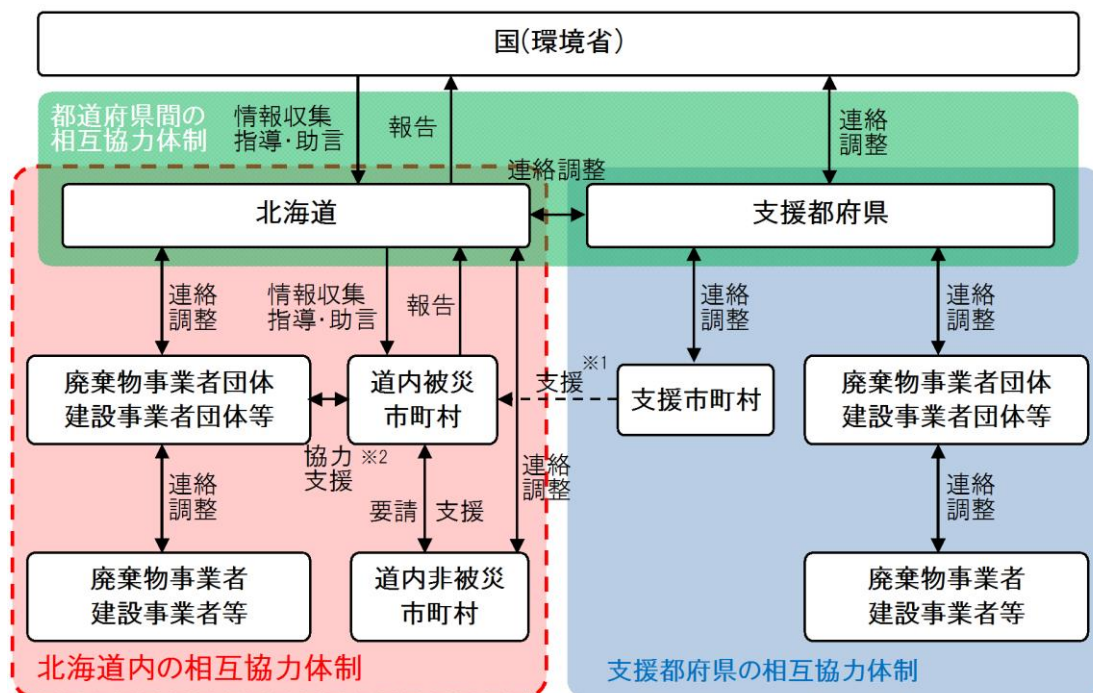
第4章 協力・支援体制

第1項 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制

災害時は、被災状況に応じて道内市町村、民間事業者団体などに支援を要請し、必要な体制を構築する。協力・支援体制は、被災市町村内、振興局管内、道内、国（全国）の順に広域的に連携することを基本とする。

また、円滑に受援できるような体制についても平時から検討を進める。

なお、環境省は、発災後の支援や平時の災害対応力の向上等を行う D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を運営していることから、必要に応じて活用する。



※1 政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

※2 協定に基づき直接協力・支援が行われる場合がある。また、廃掃法上の政令市と廃棄物事業者団体は北海道を通さずに連絡調整する場合がある。

図 1-6 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制のイメージ

出典：「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第1版）（平成29年3月 環境省北海道地方環境事務所）」p.34

第2項 他市町村等との協力・支援

恵庭市では表 1-4 に示す行政機関と災害時における協定を締結している。災害時には、被災状況に応じて協定にもとづき支援を要請する。協定を締結していない他市町村等からの支援が必要な場合は、道を通じて協力を要請する。

なお、現段階では物資の供給や人的支援の内容に留まるため、災害廃棄物の広域処理を見据え、今後見直しを図る。

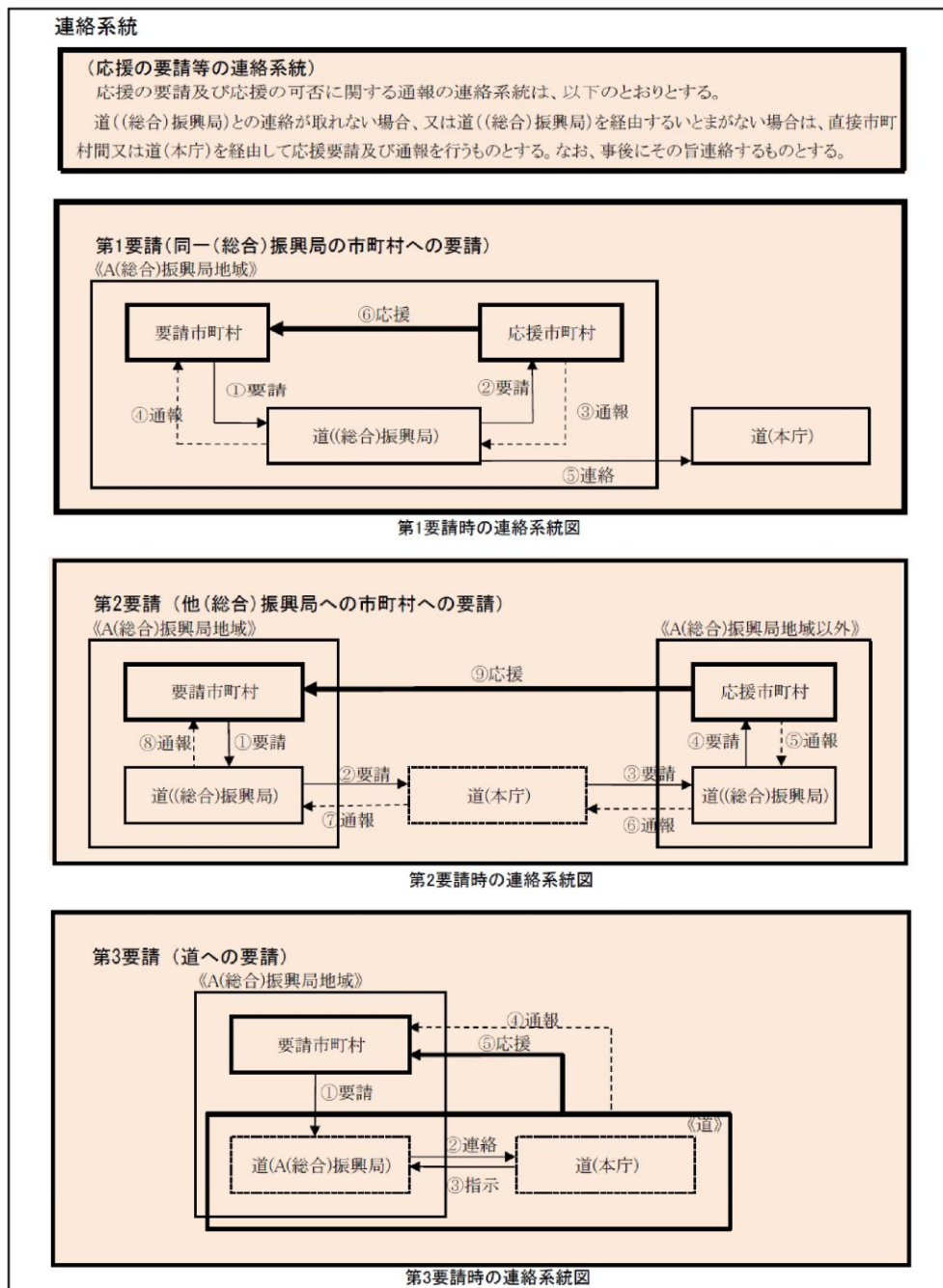
表 1-4 災害廃棄物処理に係る行政機関との協定

協定名	協定先	関係する内容
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道市長会長及び北海道町村会長	食料・物資・資機材の提供，職員の派遣，車両等の提供，被災者の一時収容施設の提供等
姉妹都市災害相互協定	和木町	応急対策及び復旧対策の相互支援
災害時相互応援協定	苫小牧市・千歳市	食料・飲料水・物資・資機材の提供，職員の派遣，児童・生徒等の受入れ等
恵庭市・藤枝市災害時相互応援協定	藤枝市	食料・飲料水・物資・資機材の提供，被災者の受入れ等

※恵庭市地域防災計画資料編から関係分を抜粋、一部追加

第3項 道の協力・支援

災害時は、被災状況により道を通じて他市町村や事業者団体、国（全国）に支援を要請する。また、必要に応じて災害廃棄物の収集運搬・処理における技術的助言等を求めるほか、事務の委託（地方自治法第252条の14）、事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2）の依頼、職員の派遣（地方自治法252条の17）の依頼を行う。



出典：災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

図 1-7 道及び市町村相互応援の応援要請等の連絡系統

出典：「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月 北海道）」

第4項 民間事業者との連携

恵庭市では、表 1-5 に示す民間事業者と災害時における協定を締結している。災害時には、被災状況に応じて協定にもとづき支援を要請する。協定を締結していない民間事業者からの支援が必要な場合は、道を通じて協力を要請する。道では、公益社団法人北海道産業廃棄物協会と災害廃棄物の処理等への支援に関する協定を締結している。

なお、非常災害時の応急措置として、産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理する際の届出は、事後でよいこととされている（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。

表 1-5 災害廃棄物処理に係る民間事業者との協定

協定名	協定先	関係する内容
災害時における恵庭市建設業協会の協力に関する協定	恵庭市建設業協会	道路啓開、道路の応急復旧等
災害時における応急物資供給に関する協定	(株)カナモト 千歳営業所 西尾レントオール(株)	仮設トイレや重機等

※恵庭市地域防災計画資料編から関係分を抜粋、一部追加

第5項 自衛隊・警察・消防との連携

自衛隊、警察、消防は、発災後初期は人命救助を最優先とすることから、その活動を第一とした上で、可能な範囲で協力を依頼する。発災初期は、災害対策本部で情報を一元化し、災害対応の枠組みの中で調整を図る。

表 1-6 自衛隊、警察、消防との連携事項（例）

連携先	連携事項
自衛隊	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い
消防	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い ・仮置場での火災
警察	・道路啓開時の災害廃棄物の取扱い ・仮置場での盗難、不法投棄 ・貴重品や有価物等の取扱い

第6項 ボランティアとの連携

災害時においては、被災家屋の片付け等にボランティアが関わるのが想定される。そのため、平時から災害廃棄物処理に関するボランティアへの周知事項を社会福祉協議会や担当部局と共有する等、速やかに連携する体制を整える。

第5章 職員への教育訓練

災害時には、柔軟な発想と決断力を有する人材が求められる。このため、平時から災害マネジメント能力の維持・向上を図るため、恵庭市における防災訓練などを活用し、組織や連絡体制の確認・強化を行う。また、国や道で開催する研修等に積極的に参加するとともに、状況に応じて被災自治体への人的援助などを通じて担当者の能力向上や関係機関とのネットワーク作りに努める。

第2編 一般廃棄物処理施設等

第1章 一般廃棄物処理施設

第1項 一般廃棄物処理施設の設置状況

恵庭市は、表 2-1、表 2-2 に示す一般廃棄物処理施設を有する。

災害時に発生する生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみについては、平時と同様、一般廃棄物としてこれらの施設で可能な限り処理を行う。また、その他の災害廃棄物についてもできる限り既存施設を活用する。

なお、平成 32 年度からは新たに焼却施設を供用開始予定である。

表 2-1 ごみ処理施設

施設の種類	施設名	処理能力/埋立容量
破砕選別	生ごみ処理施設	18t/日(生ごみ)
選別・圧縮梱包	リサイクルセンター	11t/日(ビン・缶・ペットボトル等) 5t/日(プラスチック容器包装等)
最終処分場	ごみ処理場	144,000m ³ (1期)埋立終了 151,800m ³ (2期)供用中 149,400m ³ (3期)埋立終了 330,000m ³ (4期)埋立終了 309,000m ³ (5期)供用中 160,000m ³ (6期)供用中 ※残余容量:174,133m ³ (平成 29 年 11 月末時点)
焼却施設	(建設中)	56t/日(24 時間稼働)

出典：「平成 30 年清掃事業の概要（恵庭市 平成 30 年 6 月）」 p15

表 2-2 し尿処理施設

施設の種類	施設名	受入能力
し尿処理	し尿処理施設	15kl/日

出典：「平成 30 年清掃事業の概要（恵庭市 平成 30 年 6 月）」 p17

第2項 一般廃棄物処理施設における災害対策

一般廃棄物処理施設は、地震等の災害に強い施設とするため、平時から耐震診断の実施、耐震性向上、不燃堅牢化、浸水対策等の施設の強靭化に努める。また、被災した場合の速やかな復旧に向けて、平時から災害時の対応マニュアルや BCP の作成、燃料・薬剤等の資機材の備蓄等に努める。

第2章 し尿

第1項 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数

(1) 推計方法

し尿発生量は、検討対象とする災害の避難者数をもとに災害廃棄物対策指針に基づき算出した。また、仮設トイレ必要基数は、災害廃棄物対策指針及び避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインに基づき算出した。

なお、避難者数については、想定する災害における避難所避難者数(6,300名)を用いた。

表 2-3 仮設トイレ必要設置数の推計方法

仮設トイレ必要設置数	仮設トイレ必要設置数 $= \frac{\text{仮設トイレ必要人数}}{\text{仮設トイレ設置目安}}$ 仮設トイレ設置目安 $= \frac{\text{仮設トイレの容量}}{\text{し尿の1人1日平均排出量} / \text{収集計画}}$
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日に1回の収集

出典:「災害廃棄物対策指針(平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)」技術資料【技1-11-1-2】p.2 一部修正・加筆

表 2-4 仮設トイレ必要基数算出における設置目安

仮設トイレ設置目安	出典
78人/基	災害廃棄物対策指針 技術資料【技1-11-1-2】に基づく
50人/基	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月 内閣府)」 ※災害発災当初は約50人/基、避難が長期する場合は約20人/基を目安とすることが望ましいとされている
20人/基	

(2) 推計結果

本計画の対象災害におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計結果は、表 2-5 のとおりである。石狩低地東縁断層帯南部の地震では、1日当たり10,710Lのし尿が避難所から発生すると推計された。また、仮設トイレは78人当たり1基設置した場合、80基必要と推計された。

なお、恵庭市では折りたたみトイレ36基を含む組み立てトイレが災害用として74基を備蓄している(平成26年4月1日現在)。

表 2-5 し尿収集必要量及び仮設トイレ必要設置数の推計結果

	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数(基)		
		78人/基	50人/基	20人/基
石狩低地東縁断層帯南部の地震	10,710	80	126	315

第2項 災害時におけるし尿の収集運搬・処理

平時の収集運搬は表 2-6 に示す車両台数により全て委託している。処理については、し尿処理施設および下水終末処理場で行っている。

表 2-6 し尿収集車両保有台数

車種	台数(台)	積載計(kℓ)
3.7kℓバキューム	1	3.7kℓ
3.6kℓバキューム	1	3.6kℓ
計	2	7.3kℓ

出典：「恵庭市地域防災計画（平成 30 年 2 月 恵庭市防災会議）」p. 137

災害時のし尿の収集運搬及び処理は、平時と同様に恵庭市が対応することを基本とする。

収集運搬にあたっては、発災後、避難所開設状況や仮設トイレ設置状況から収集必要量を把握するとともに、道路の被害状況を確認して収集運搬計画を検討する。特に、委託先とは緊密に連携して迅速に対応する。災害時は、収集運搬車両の燃料不足も懸念されることから、燃料の確保に配慮する。

発災後は、避難者が多く仮設トイレからのし尿の収集・処理が追いつかない場合が懸念されることから、被災状況に応じて下記の対応を検討する。人員や資機材が不足する場合は、既存の協定を活用するほか、道を通じて、近隣市町村や廃棄物処理業者等に支援を要請する。

また、下水終末処理場が被災した場合、収集は可能であっても処理が滞るため広域処理について検討する。

- ・最寄の汚水マンホールへの投入
- ・収集サイクルの見直し
- ・仮設トイレの増設
- ・一時保管（収集運搬車両から大型車へ積替え、中間貯留槽へ貯留） 等

なお、平時の対策としては、以下が挙げられる。

- ・下水道施設の耐震化を促進する
- ・携帯トイレ等について可能な限り備蓄に努める
- ・仮設トイレの保有台数を把握し、速やかに設置可能な体制を、関係部局や協定締結先と整える
- ・し尿の収集運搬・処理に関する協定の締結を検討する
- ・一般家庭に対しても携帯トイレ等の備蓄、普及啓発を図る

第3章 避難所ごみ等

第1項 避難所ごみ発生量

(1) 推計方法

避難所ごみ発生量は、検討対象とする災害の避難者数をもとに表 2-7 に示す災害廃棄物対策指針に基づき算出した。

なお、し尿発生量と同様、避難者数については想定する災害の避難所避難者数(6,300名)を用いて推計した。

表 2-7 避難所ごみ発生量の推計方法

避難所ごみ発生量(t/日)	避難所ごみ発生量＝避難者数(人)×発生原単位(g/人・日)
発生原単位	623g/人・日(恵庭市の1人1日当たりの排出量) ※「平成30年度清掃事業の概要(恵庭市生活環境部環境政策室)」p.19、p.25に基づく生活系ごみ(生活ごみ搬入量+集団回収量)

出典:「災害廃棄物対策指針(平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)」技術資料【技1-11-1-2】
p.1 一部修正・加筆

(2) 推計結果

本計画の対象災害における避難所ごみ発生量の推計結果は、表 2-8 のとおりである。石狩低地東縁断層帯南部の地震では、1日当たり3.9トンの避難所ごみが発生すると推計された。

表 2-8 避難所ごみ発生量の推計結果

	避難者数(人)	避難所ごみ発生量(t/日)
石狩低地東縁断層帯南部の地震	6,300	3.9

第2項 災害時における生活系ごみの収集運搬・処理

平時の収集運搬は、表 2-9 に示す車両台数により、戸別収集し、資源についてはリサイクルセンターで処理を行っている。焼却については、焼却施設が平成 16 年 3 月末に休止しており、現在建設中の焼却施設が平成 32 年度から供用する予定である。生ごみについては、生ごみ処理施設で行っている。埋立処分については恵庭市最終処分場で行っている。

また、災害時における廃棄物の処理については、前述のとおり他自治体と協定を締結している（表 1-4 参照）。

表 2-9 清掃車両保有台数

区分	種別	台数(台)
直営	小型貨物(パトロール)	2
委託	パッカー車	22
	軽自動車(パトロール)	1
	軽貨物(パトロール)	1
	普通貨物	1
	軽貨物	1
	小型貨物	1
計		29

出典：「恵庭市地域防災計画 資料編（平成 30 年 2 月 恵庭市防災会議）」 p. 137

避難所ごみの収集運搬及び処理は、平時と同様に恵庭市が行うことを基本とする。

収集運搬にあたっては、発災後、避難所開設状況や避難者数から収集必要量を把握するとともに、道路の被害状況を確認して収集運搬計画を検討する。災害時は、収集運搬車両の燃料不足も懸念されることから、燃料の確保に配慮する。

避難所で発生する廃棄物は、平時の分別・排出方法を踏襲しながら、迅速な対応に努める。発災後は一時的に大量の避難所ごみが発生する場合があることから、避難所や避難していない地域の生活系ごみについて、生ごみや衛生ごみ等を優先し、資源ごみは分別して一時保管するなど、市全体の収集・処理の優先順位を検討して対応する。人員や資機材が不足する場合は、既存の協定を活用するほか、道を通じて、近隣市町村や廃棄物処理業者等に支援を要請する。なお、平時から避難所ごみの対応を想定し、関係部局と連携してごみの分別や保管場所の確保等について検討する。

第3編 災害廃棄物対策

第1章 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場に搬入して粗選別を行った後、二次仮置場で受入先の品質に合わせて破碎選別等の中間処理を行う。その後、再資源化、焼却処理、最終処分等を行う。

仮置場は、道路啓開や水害時など一度に大量に災害廃棄物が発生する場合に、仮置きと分別のために災害廃棄物の発生量や種類等を勘案して設置する（仮置場を使用せず、直接受入先に運ぶ場合、一次仮置場のみの場合、一次仮置場と二次仮置場を兼ねる場合等がある）。

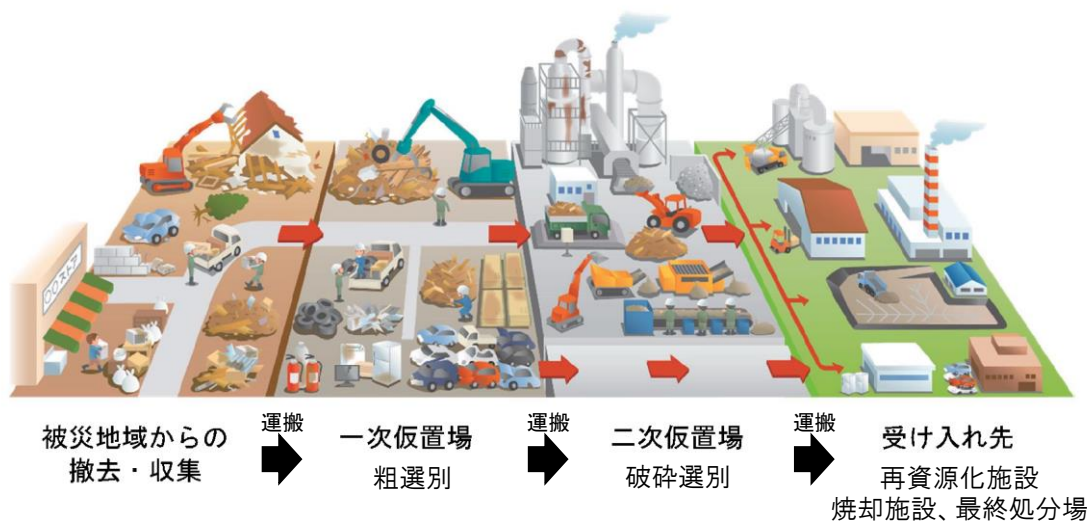


図 3-1 災害廃棄物処理の流れ

出典：「災害廃棄物に関する研修ガイドブック 総論編（平成 29 年 3 月 国立研究開発法人国立環境研究所）」 p.2 一部加筆

第2章 災害廃棄物発生量等の推計

第1項 災害廃棄物発生量

(1) 推計方法

地震による災害廃棄物発生量は、災害廃棄物対策指針に基づき、建物被害棟数に1棟当たりの発生原単位を掛け合わせるにより算出した。さらに、災害廃棄物の種類別割合を掛け合わせるにより、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材の発生量を算出した。

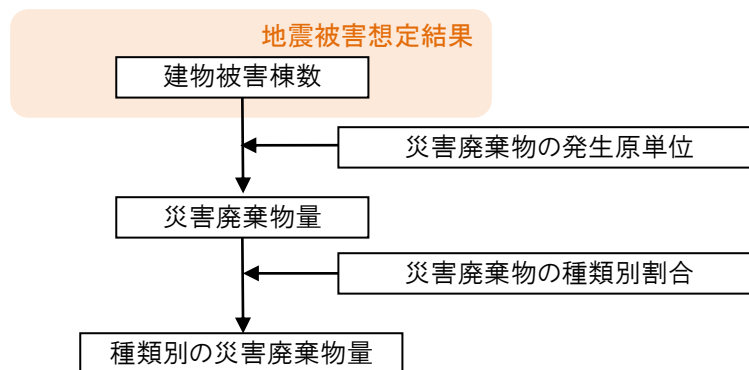


図 3-2 災害廃棄物量に関する算出の流れ

表 3-1 災害廃棄物の発生原単位

	液状化、揺れ、津波		火災焼失(全焼)	
	全壊	117トン/棟	161トン/棟	木造:78トン/棟 非木造:98トン/棟
半壊	23トン/棟	32トン/棟	—	—
床上浸水	4.60トン/世帯	—	—	—
床下浸水	0.62トン/世帯	—	—	—
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震

出典:「災害廃棄物対策指針(平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)」技術資料【技1-11-1-1】

p.21、p.27 一部修正・加筆

※南海トラフ巨大地震の発生原単位を使用

表 3-2 災害廃棄物の種類別割合

	液状化、揺れ、津波		火災	
			木造	非木造
可燃物	18%	8%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	28%	65%	20%
コンクリートがら	52%	58%	31%	76%
金属	6.6%	3%	4%	4%
柱角材	5.4%	3%	0%	0%
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	南海トラフ巨大地震及び首都直下地震	

出典:「災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)」技術資料【技 1-11-1-1】

p.14 一部修正・加筆

※南海トラフ巨大地震の発生原単位を使用

(2) 推計結果

災害廃棄物発生量は、表 3-3 の建物被害棟数をもとに、前述の発生原単位及び種類別割合を用いて表 3-4 のとおり推計した。

表 3-3 建物被害棟数

	建物被害(棟)	
	全壊	半壊
石狩低地東縁断層帯南部の地震	468	2,845

出典：恵庭市地域防災計画（地震災害対策編） 平成 30 年 2 月 恵庭市防災会議 p2-2

表 3-4 種類別の災害廃棄物発生量

	災害廃棄物発生量(千 t)					
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
石狩低地東縁断層帯南部の地震	21.6	21.6	62.5	7.9	6.5	120.1

水害については、浸水想定区域図をもとに建物被害棟数及び世帯数を整理し、災害廃棄物対策指針を参考として、表 3-5 に示す発生原単位を掛け合わせるにより災害廃棄物発生量を算出した。

なお、水害では土砂や流木の有無など、災害事例によって種類別割合が大きく異なり、推計手法についても確立されていないことから、本検討では災害廃棄物発生量のみを推計した。

表 3-5 災害廃棄物の発生原単位

浸水深	建物被害区分	発生原単位
3.0m～	全壊	117トン/棟
1.5m～3.0m	半壊	23トン/棟
0.5m～1.5m	床上浸水	4.60トン/世帯
0m～0.5m	床下浸水	0.62トン/世帯

水害による災害廃棄物発生量は、建物被害をもとに、前述の発生原単位を用いて表 3-6 のとおり推計した。

表 3-6 災害廃棄物発生量

建物被害区分	建物被害	災害廃棄物発生量(t)
全壊	371 棟	43,407
半壊	899 棟	20,677
床上浸水	1,693 世帯	7,787
床下浸水	10,979 世帯	6,807
合計	—	78,677

第2項 災害廃棄物処理可能量

(1) 焼却施設

① 推計方法

焼却施設の処理可能量は、災害廃棄物対策指針に示される方法、施設の余力を最大限活用する方法の2種類により算出した。

なお、恵庭市では平成32年度から新施設を供用開始予定であるため、処理可能量については、新施設の稼働予定をもとに推計した。

表 3-7 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件（災害廃棄物対策指針）

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の 施設を除外	30年超の 施設を除外	制約なし
②処理能力(公称能力)	100t/日未満の 施設を除外	50t/日未満の 施設を除外	30t/日未満の 施設を除外
③処理能力(公称能力)に 対する余裕分の割合	20%未満の 施設を除外	10%未満の 施設を除外	制約なし※
④年間処理量の実績に 対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入れ対象から外す。

出典：「災害廃棄物対策指針(平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)」技術資料【技 1-11-2】
p.8 一部修正・加筆

表 3-8 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の試算条件（公称能力最大）

処理可能量	$\text{処理可能量(t)} = \text{年間処理能力(t/年)} - \text{年間処理量(実績)(t/年度)}$ ※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量(t/3年)についても算出する。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年とする。
年間処理能力	年間最大稼働日数(日/年) × 処理能力(t/日)
年間最大稼働日数	280日

② 推計結果

焼却施設の処理可能量の推計結果は、表 3-9、図 3-3 のとおりである。

処理可能量は、最大限の焼却能力を見込んだ場合、処理可能量は 1,900 トンと推計された。また、災害廃棄物対策指針の高位シナリオでの処理可能量は 8,000 トンと推計された。

表 3-9 一般廃棄物焼却施設の処理可能量推計結果

施設名称	処理能力 (t/日)	年間処理 量(実績) (t/年度)	年間処理 能力 (t/年)	年間処理能 力-実績 (t/年)	処理可能量(t/2.7年)			
					災害廃棄物対策指針			公称能 力最大
					低位	中位	高位	
恵庭市ご み焼却場	56	14,964	15,680	716	-	-	8,000	1,900

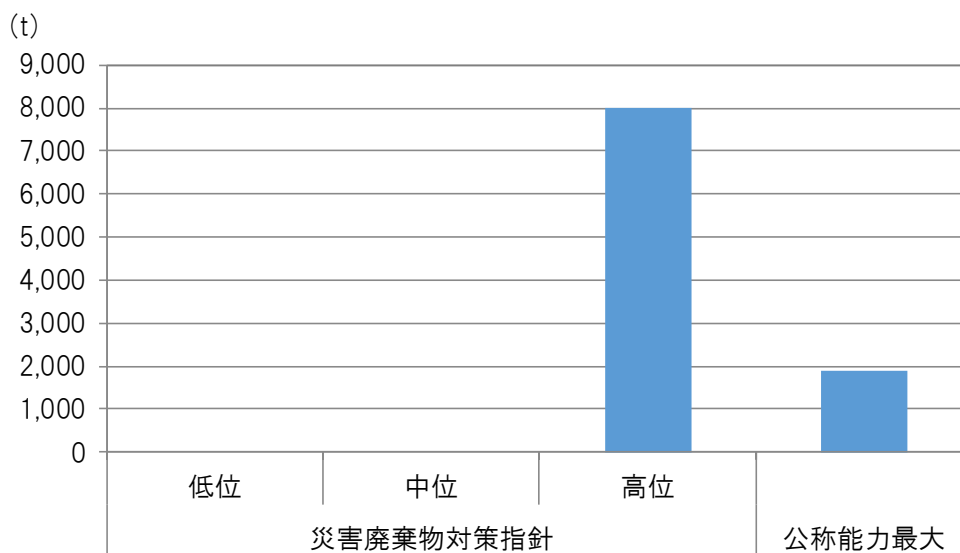


図 3-3 一般廃棄物焼却施設の処理可能量推計結果

(2) 最終処分場

① 推計方法

最終処分場の処理可能量は、災害廃棄物対策指針に示される方法、10年後残余容量を処理可能量とする方法の2種類により算出した。

なお、処理可能量の推計に使用する残余容量は、平成29年11月末時点のデータのみであったことから、平成28年度の実績をもとに、平成30年3月末時点に換算して使用した。

また、恵庭市は平成32年度以降、新たに整備する焼却処理施設での処理に伴い、最終処分場の埋立容量が減少する見込みである。このため、一般廃棄物処理基本計画に示される平成36年度までの埋立容量の推計値をもとに、表3-12に示す値を用いて処理可能量を推計した。表3-10の推計に使用する年間埋立処分量は、平成29年度の値とした。

表 3-10 一般廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件（災害廃棄物対策指針）

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典：「災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）」技術資料【技1-11-2】p.8

表 3-11 一般廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件（残余容量-10年分埋立量）

処理可能量	処理可能量(t) = $(\text{残余容量}(\text{m}^3) - \text{年間埋立処分量}(\text{実績})(\text{m}^3/\text{年度}) \times 10 \text{年}) \times 1.5(\text{t}/\text{m}^3)$ ※災害が直ちに発生するとは限らないこと、最終処分場の新設に数年を要することから、10年間の生活ごみ埋立量を残余容量から差引いた値とする。
-------	--

表 3-12 一般廃棄物最終処分場の埋立量等推計値

	埋立容量(m ³)	埋立量(t)	残余容量(m ³)
H30年度	33,284	17,932	130,119
H31年度	33,254	17,916	96,865
H32年度	10,543	5,680	86,322
H33年度	10,522	5,669	75,800
H34年度	10,498	5,656	65,302
H35年度	10,483	5,648	54,818
H36年度	10,448	5,629	44,370
H37年度	10,413	5,610	33,957
H38年度	10,378	5,591	23,579
H39年度	10,343	5,572	13,236

出典：「一般廃棄物処理基本計画（平成27年度版）恵庭市」p.76をもとに算出

② 推計結果

最終処分場の処理可能量の算出結果は、表 3-13、図 3-4 のとおりである。

処理可能量は、10年後残余容量をすべて災害廃棄物の埋立処分に充てると、13,200 トンと推計された。また、災害廃棄物対策指針の高位シナリオでの処理可能量は 18,700 トンと推計された。

表 3-13 一般廃棄物最終処分場の処理可能量推計結果

施設名称	埋立容量 (m ³ /年度)	埋立量 (t/年度)	残余容量 (m ³)	10 年後 残余容量 (m ³)	処理可能量(t/2.7 年)			
					災害廃棄物対策指針			残余容量- 10 年分埋立量
					低位	中位	高位	
恵庭市ごみ 処理場	32,189	17,342	163,403	13,236	4,600	9,300	18,700	13,200

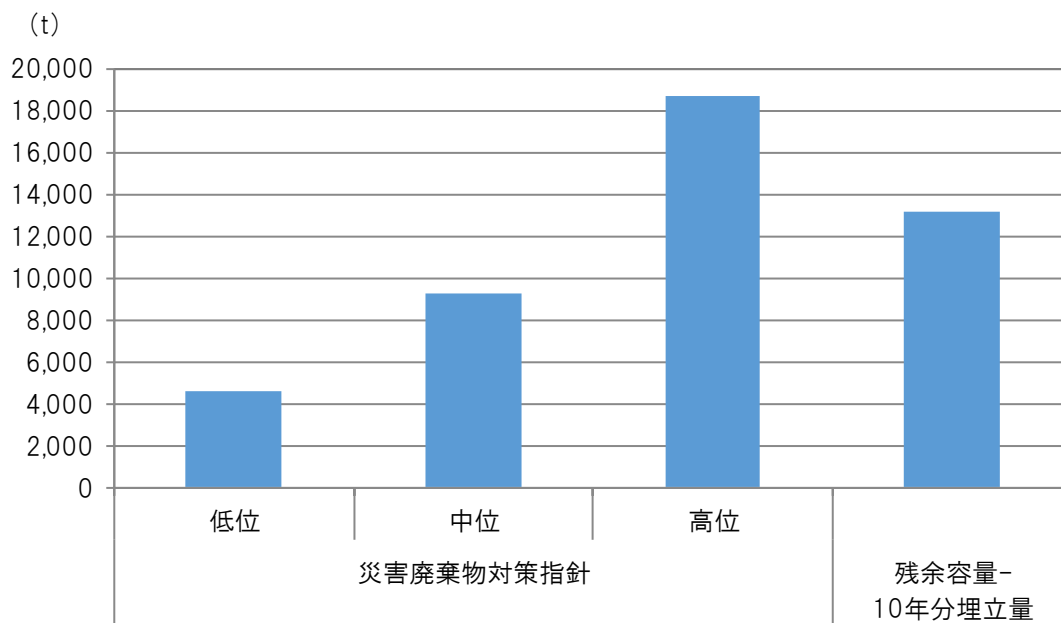


図 3-4 一般廃棄物最終処分場の処理可能量推計結果

第3項 災害廃棄物処理フロー

災害廃棄物発生量及び処理可能量の算出結果をもとに、災害廃棄物処理フローを作成した。

処理可能量は、複数の手法で算出していることから、表 3-14 に示す方法を採用して処理フロー（図 3-5）を作成した。また、可燃物の処理に伴い発生する焼却灰は可燃物の 20% と設定し、最終処分場での処分量に含めた。

対象とする石狩低地東縁断層帯南部の地震では、可燃物及び不燃物の処理可能量が不足すると想定される。

表 3-14 処理フローの作成において採用した算出方法

	算出方法			
焼却施設	災害廃棄物対策指針			公称能力 フル稼働(B)
	低位	中位	高位(A)	
最終処分場	災害廃棄物対策指針			残余容量-10 年分埋立量(D)
	高位	中位	高位(C)	

: 処理フローの作成において採用

※括弧内のアルファベットA～Dは、処理フロー図中の記号に対応

【石狩低地東縁断層帯南部の地震】

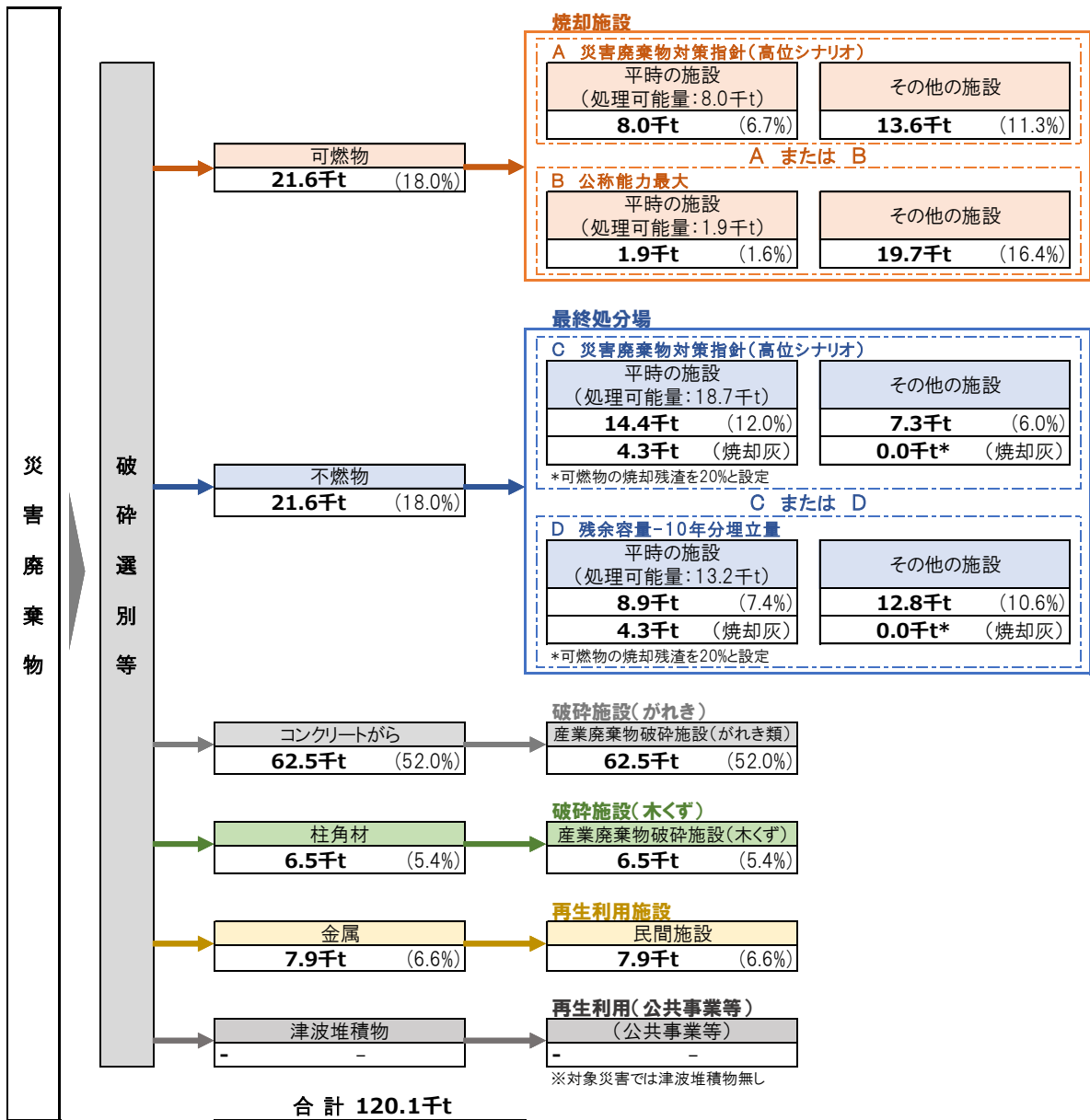


図 3-5 災害廃棄物処理フロー（石狩低地東縁断層帯南部の地震）

第4項 仮置場必要面積

(1) 推計方法

一次仮置場の必要面積は、検討対象とする災害における災害廃棄物発生量をもとに、災害廃棄物対策指針に基づき推計した。

表 3-15 仮置場必要面積の推計方法

仮置場必要面積	仮置場必要面積 $= \text{仮置量} / \text{見かけ比重} / \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$ 仮置量 = がれき発生量 / 年間処理量 年間処理量 = がれき発生量 / 処理期間
見かけ比重	可燃物 0.4t/m ³ 、不燃物 1.1t/m ³
積み上げ高さ	5m
作業スペース割合	100%

出典：「災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)」技術資料【技 1-14-4】

p.1 一部修正・加筆

※処理期間は 3 年とした。

(2) 推計結果

本計画の対象災害における仮置場必要面積の推計結果は、表 3-16 のとおりである。石狩低地東縁断層帯南部の地震では 4.11ha の一次仮置場が必要と推計された。

表 3-16 仮置場必要面積の推計結果

仮置量(t)		面積(m ²)			面積(ha)
可燃物	不燃物	可燃物	不燃物	合計	
18,743	61,354	18,743	22,311	41,100	4.11

第3章 災害廃棄物の処理

第1項 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災後は、本計画をもとに、環境省が策定する処理指針を基本として、処理の基本方針、災害廃棄物の推計量、処理方法、スケジュール等を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

大規模災害時は、処理指針をもとに発災から概ね3ヶ月後に災害廃棄物処理実行計画を策定し、1年後、2年後を目安として改定する。

なお、恵庭市が甚大な被害により地方自治法に基づく事務の委託等を行い、道が災害廃棄物処理を行う場合は、委託を受けた災害廃棄物の処理に係る災害廃棄物処理実行計画を道が策定する。

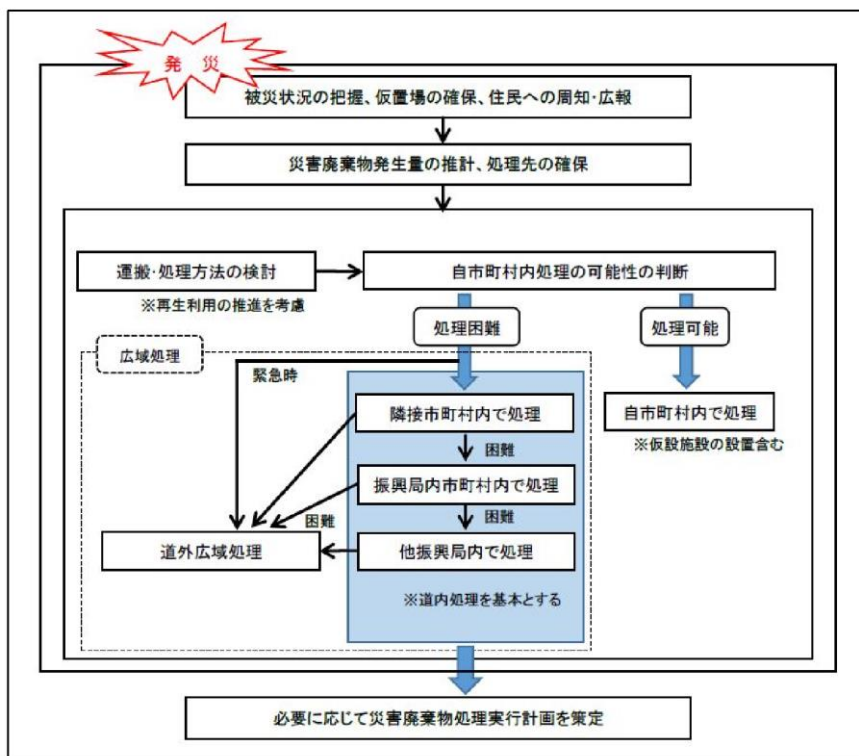


図 3-6 災害廃棄物処理方法の検討の流れ

出典：「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月 北海道）」

第2項 処理スケジュール

災害廃棄物の目標処理期間は、災害の規模によって発災後に適切に設定する。大規模災害時には、発災から3年以内に処理を完了するよう努めるが、国の災害廃棄物処理指針、復旧・復興事業、処理の進捗等に応じて柔軟に対応する。

表 3-17 大規模災害時の処理スケジュールの目安

1年目(初動期～応急対応)	2年目(復旧・復興)	3年目(復旧・復興)
被災現場からの 災害廃棄物撤去完了	一次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了	二次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了

第3項 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施する。半壊、一部損壊の家屋など修繕すれば住むことができる家屋については、原則として撤去（必要に応じて解体）の対象としないことが望ましい。

半壊より被害の大きい損壊家屋等については、被災市町村と損壊家屋等の所有者が協議・調整の上、撤去（必要に応じて解体）する場合がある。このため、平時から関係部局と対応方法について協議するとともに、発災後は、公費による損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施するか判断し、実施する場合は関係部局と連携し作業を行う。

なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

撤去（必要に応じて解体）においては、アスベストの発生が懸念されることから、必要に応じて解体前に分析調査等を行って確認し、アスベストが使用されている場合は大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、除去作業を実施する。

第4項 収集運搬

災害廃棄物の収集運搬は、被災現場から仮置場を経由し処理処分先までの各移動過程で必要となる。収集運搬方法は、廃棄物の性状に応じて適切な車種（ダンプ、平ボディ、パッカー車等）を選択する必要がある。民間事業者の協力により収集運搬体制を確保する。必要台数が不足する場合は、他の市町村や民間事業者団体に支援要請する他、必要に応じて道に支援を要請する。

鉄道については、一度に大量の輸送が可能であることから、災害の規模、処理処分先、運搬効率等を勘案して活用する。

第5項 仮置場

(1) 仮置場の機能

仮置場は、災害により発生した廃棄物を、再資源化、焼却処理、最終処分のための施設に搬入までの間、一時的に保管し、必要に応じて受入先に合わせた中間処理（破碎選別等）を行う場所である。

用途別に分類すると、住民用仮置場、一次仮置場、二次仮置場が挙げられるが、災害の種類や規模、確保できる敷地面積等に応じて、処理先への直接搬入、一次仮置場のみの設置、住民用仮置場と一次仮置場、一次仮置場と二次仮置場の一体的な運用など、柔軟に対応する。

<仮置場の分類>

- ・ **住民用仮置場**：被災した住民が、片づけごみ等を自己搬入する仮置場。発災後できる限り速やかに被災地区に比較的近い場所に設置し、数か月間に限定して受入れる。
- ・ **一次仮置場**：被災現場から災害廃棄物を搬入し、二次仮置場に搬入するまで間、粗選別や保管を行う。
- ・ **二次仮置場**：一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の施設に搬入するまでの間、受入れのための中間処理（破碎選別等）や保管を行う。仮設焼却炉を設置する場合もある。

(2) 仮置場の選定

仮置場は、平時から可能な限り候補地を検討しておき、発災後に必要面積、収集運搬、処理先等の条件を考慮して選定する。基本的には、恵庭市内の公有地を利用する方針とするが、不足する場合は私有地の利用についても検討する。仮置場の選定条件を表 3-18 に示す。

仮置場の候補地は、対象災害における必要面積や搬入路・搬出路、地形条件等を確保できるよう選定を行っていくが、災害時には他の用途での利用もあり、面積の不足が想定される。このため、平時より、他部局、関係機関とも調整しながら、用地の確保に努める。

水害では、混合廃棄物や便乗ごみの発生を防止するため、発災後速やかに仮置場を設置できるよう検討する。

表 3-18 仮置場の選定条件

項目	条件	理由	仮置場の機能別優先順位の目安	
			住民用仮置場	二次仮置場
所有者	<ul style="list-style-type: none"> 公有地(市町村有地, 国有地, 国有地)が良い。 地域住民との関係性が良好である。 (私有地である場合)地権者の数が少ない。 住宅地でない方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速に用地を確保する必要があるため。 土地の原状回復や返却をスムーズに行うため。 土地の借用、原状回復や返却をスムーズに行うため。 	◎	◎
周辺の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 病院, 福祉施設, 学校等がない方がよい。 企業活動等の住民の生業の妨げにならない方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 粉塵, 騒音, 振動等の影響があるため。 	◎	◎
土地利用の規制	<ul style="list-style-type: none"> 法律等により土地の利用が規制されていない方が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 粉塵, 騒音, 振動等の影響があるため。 	○	○
前面道路幅	<ul style="list-style-type: none"> ダンプロックの往来が可能な道路幅が良い。 高速道路のインターチェンジから近い方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> がれきの運搬では10トンダンプロックの利用が多いため。 災害廃棄物を搬送する際に, 一般道の近隣住民への騒音や粉塵等の影響を軽減させるため。 	○	◎
輸送ルート	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送路に近い方がよい。 幹道貨物駅が近くにある方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域搬送を行う際に, 効率的に災害廃棄物を搬送するため。 広域搬送を行う際に, 効率的に災害廃棄物を搬送するため。 	△	△
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> 起伏のない平坦地が望ましい。 変則形状である土地を避ける。 地盤が硬い方がよい。 アスファルト敷きの方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の崩落を防ぐため。 車両の切り返し, レイアウトの変更が難しいため。 地盤沈下が起こりやすいため。 	◎	◎
土地の基盤整備の状況	<ul style="list-style-type: none"> 暗渠排水管が存在しない方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染にくい, ガラスが混じりにくい。 災害廃棄物の重量等により, 暗渠排水管が破損する可能性が高いため。 	○	◎
設備	<ul style="list-style-type: none"> 消火用の水を確保できる方がよい。 電力を確保できる方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場で火災が発生する可能性があるため。 破碎分別処理の機器に電気が必要であるため。 	○	○
被災考慮	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害(津波, 洪水, 土石流等)の被災エリアでない方がよい。 河川敷は避けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速に用地を確保する必要があるため。 出水期に増水の影響を受けるため。 	○	○
地域防災計画での位置付けの有無	<ul style="list-style-type: none"> 災害活動拠点, 仮設住宅, 避難所等に指定されていない方がよい。 道路啓開の優先順位を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該機能として利用されている時期は, 仮置場として利用できない場合があるため。 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。 	◎	◎

※住宅に隣接しない方がよいが, 宅地から比較的近く搬入しやすい場所に設置した方がよい

◎: 選定条件の優先順位が高い

○: 選定条件の優先順位が比較的高い

△: 選定条件の優先順位が低い

;特に水害で考慮した方がよい

(3) 仮置場の設置・運営管理

仮置場には、家具・家財や廃家電等が排出されることから、平時のごみ排出区分や受入れ先に合わせて分別区分を定め、混合ごみや便乗ごみの発生を防止できるよう、発災後は速やかに管理体制を整える。

家屋解体に伴うがれき等の災害廃棄物については、処理をスムーズに進めるため、可能な限り被災現場で分別して搬入し、重機や手選別により、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等に分別・保管する。

災害の規模が大きい場合には、複数の市町村で二次仮置場を設置することを検討する。二次仮置場では、粗選別後の混合廃棄物を搬入し、破碎選別処理を行うが、処理・処分先の受入基準に合わせるため、必要に応じて仮設処理施設を設置する。また、被災状況に応じて、二次仮置場の設置・運営管理に関する事務の委託を道に行うことを検討する。

表 3-19 仮置場の運営・管理方針

住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none">・発災後速やかに設置し、便乗ゴミや混合ごみの発生を防止する。・住民やボランティアによる持ち込みへの対応として、仮置場の場所や分別方法について、災害初動時に周知する。・片付けごみの積み込み及び積み下ろしにおいては、関係機関と連携してボランティアを活用することも検討する。・仮置場での保管に際し、廃棄物が混合状態とならないよう、分別排出・分別仮置き推進のために、場内で管理・指導を行う。
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none">・家屋解体に伴うがれき等の災害廃棄物を搬入するが、処理をスムーズに進めるため、可能な限り被災現場で分別して搬入する。・重機及び手選別により、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず、可燃系混合物、不燃系混合物及びその他危険物等に分別・保管する。・主としてバックホウ等の重機により粗選別を行う。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none">・一次仮置場から災害廃棄物を搬入し、コンクリートがら、混合系廃棄物等を破碎処理・選別処理する。・作業効率向上や受入先の要求品質に合うよう、必要に応じて破碎選別機等やベルトコンベヤ等の施設を設置して処理を行う。

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版) (平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局)」本編 p.2-28

「災害廃棄物対策指針 (平成 26 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)」技術資料【技 1-14-5】 p.2

一部修正・加筆

表 3-20 仮置場運営・管理に関する留意事項

区分	留意事項	備考	仮置場の機能別優先順位の目安		
			住民用仮置場	一次仮置場	二次仮置場
飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 散水の実施 ■ 仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置 ※防犯対策として囲いを行う場合もある ■ フレコンバッグによる保管 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の飛散や粉じんの発生対策として実施 	○	○	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 腐敗性の廃棄物を多量堆積、長期保管することは避け、先行処理(撤去) ■ 消臭剤・防虫剤等の散布 		○	○	○
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 腐敗性の廃棄物を多量堆積、長期保管することは避け、先行処理(撤去) ■ 消臭剤・防虫剤等の散布 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水害等により発生した廃棄物は腐敗や害虫の発生が進む可能性もあることに注意が必要 ※被災現場から直接処理先へ搬入することについても検討する 	○	◎	◎
汚水の土壌浸透防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置 ※搬入路のぬかるみ対策として行う場合もある ※土地利用後の用途や原状回復を考慮し、ガラス等の破片の混入防止対策として行う場合もある ■ 排水溝及び排水処理設備等の設置を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 汚水の土壌浸透による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等のリスクに注意が必要 	○	○	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 量や木くず、可燃混合物を多量に堆積して、長期保管することは極力回避 ※仮置場における火災発生の防止につ関する通知(高さ5メートル以下、一山当たりの設置面積200m²以下、積み上げられる山と山との離間距離を2m以上とする。等)等を参考とする。 ■ 可燃混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通し、1週間に1度程度モニタリングを実施 		○	○	◎
発火・火災防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 処理までに期間を要する場合、適正処理の観点から、通常の災害廃棄物と分けて保管 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 散水により、微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要 	○	○	○
火災を受けた災害廃棄物の対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 処理までに期間を要する場合、適正処理の観点から、通常の災害廃棄物と分けて保管 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 火災を受けた災害廃棄物は、可燃物、不燃物、リサイクル可能なものなど分別が困難なことが想定される 	△	◎	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ※重金属等の汚染物質を含有(又は含有が不明)の処理困難物等 ◎: 対策実施の優先順位が高い ○: 対策実施の優先順位が比較的高い △: 対策実施の優先順位が低い 		○	○	○

；特に水害で考慮した方がよい

(注)再生資材は、用途に適合した品質基準を満足できなければ、災害廃棄物のままであり、ストックヤードに仮置きが必要である。このストックヤードも返還時には土壌汚染調査の対象となる事に留意する必要がある。

出典：「災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」技術資料【技 1-14-7】加筆修正

(4) 仮置場のレイアウト案

恵庭市のごみ分別区分をもとに検討した仮置場レイアウト案を図 3-7 に示す。

レイアウト案における品目・配置は、下記の方針に基づき作成した。

災害時には本レイアウト案を参考として、災害廃棄物の発生状況、受入れ先に合わせて品目を決定するとともに、選定した用地に合わせて配置する。

レイアウト案の作成方針

- ・ 搬入・分別を円滑にするため、平時のごみ分別区分を基本とする。
- ・ 市外での搬出処理を考慮し、品目を細分化する。
- ・ 平時の処理対象外品目で災害時に発生するごみは、新たに分別区分を設ける。
- ・ 生ごみ及びおむつ等の衛生ごみは優先的なごみ収集実施で対応することとし、資源物については仮置場での災害廃棄物受入終了後に収集体制を構築することとする。

⎓ : 平時のごみ分別区分

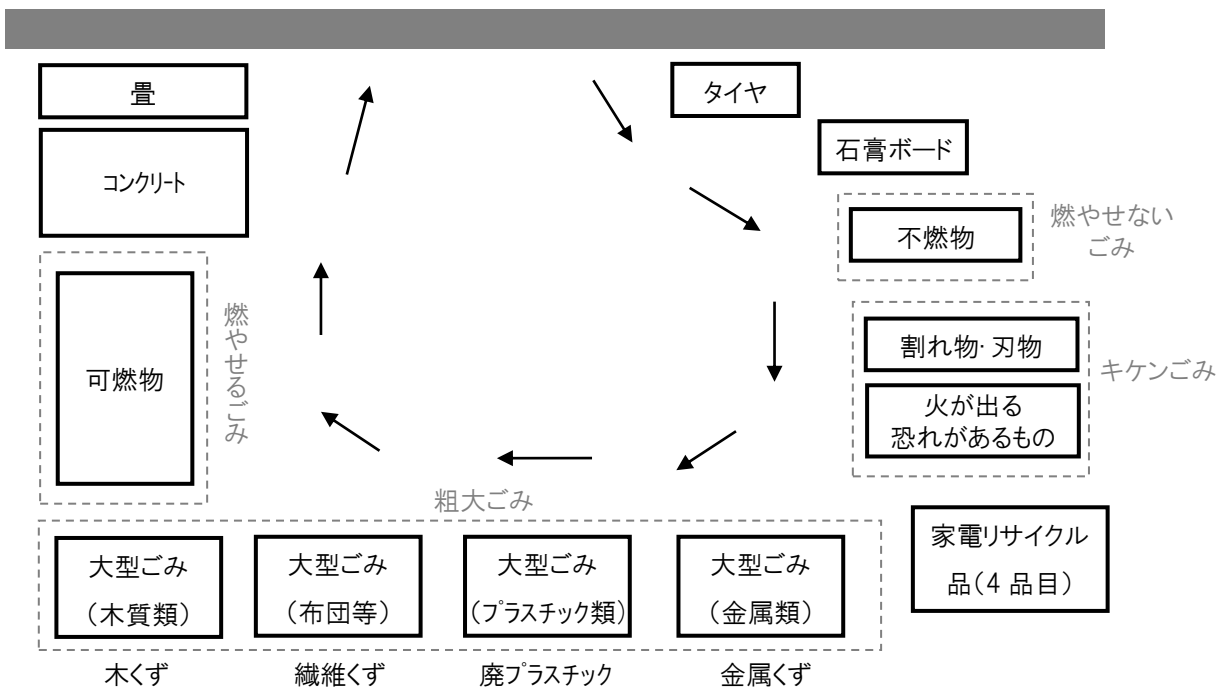


図 3-7 仮置場レイアウト案 (例)

第6項 分別・処理・再資源化

災害廃棄物は、可能な限り被災現場や仮置場で分別・選別を行い、再資源化を図ることを基本とする。主な災害廃棄物と再生資材としての利用用途は表 3-21 のとおりである。

再生資材の活用にあたっては、需給バランスや要求品質の調整が重要であることから、必要に応じて恵庭市の土木関係部局や道・国と情報交換を行う。

表 3-21 再生資材の種類と利用用途等

災害廃棄物	利用用途等
コンクリートがら	再生砕石(建設資材等) ・防潮堤材料 ・道路路盤材など
金属系廃棄物(金属くず)	金属くず ・精錬や金属回収による再資源化 ※自動車や家電等の大物金属くずは含まない。
柱角材	木質チップ類/バイオマス ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料(燃料)等
混合廃棄物(不燃物等)	・セメント原料 ※焼却後の灰や不燃物等は、セメント工場でセメント原料として活用する。

第10項 適正処理が困難な廃棄物等

(1) 有害性・危険性のある廃棄物

有害性・危険性のある廃棄物は、地震・津波等の災害により流出し、適切に回収・処理が実施されない場合、環境や人の健康への長期的な影響や復旧・復興の障害となるおそれがある。このため、発災時は表 3-22 を参考として収集方法や処理方法を決定し、有害物質の飛散や危険物による火災等の事故を未然に防止するため、優先的に回収し保管または早期に処分を行う。回収・処理においては、専門業者に協力を要請する。

表 3-22 有害・危険製品の収集処理方法

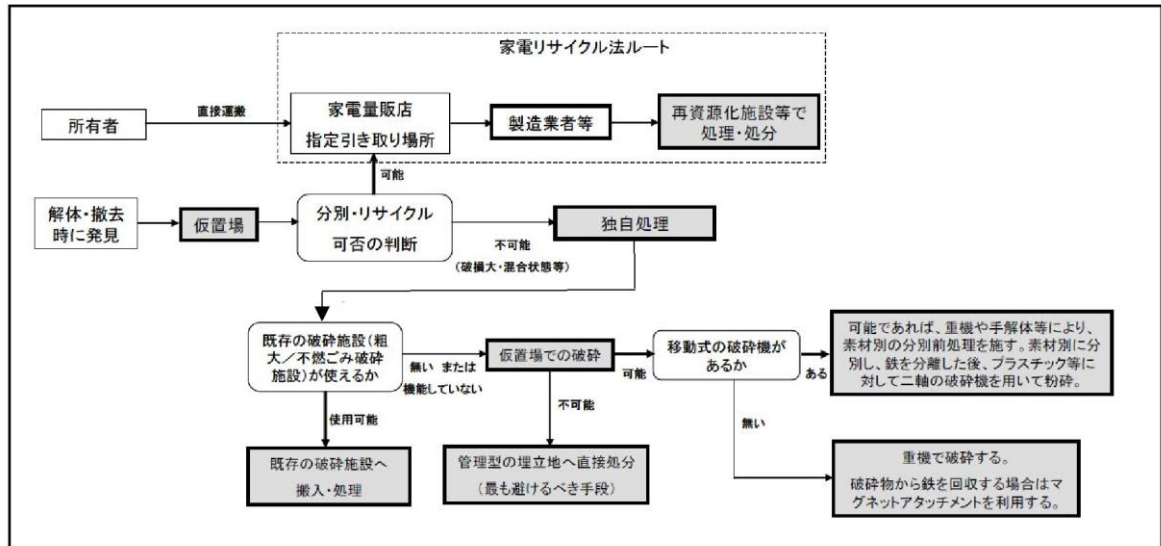
区分	項目	収集方法	処理方法	
有害性 物質を 含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品(家庭薬品ではないもの)	販売店、メーカーに回収依頼 ／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ	回収・処理依頼	焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収(箱)へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン	電池電器店等の回収(箱)へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル(金属回収)
		廃蛍光灯	回収(リサイクル)を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル(カレット、水銀回収)
危険性 がある もの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収依頼 ／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
感染性 廃棄物 (家庭)	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集。指定医療機関での回収(使用済み注射器針回収薬局等)	焼却・熔融、埋立	

出典:「災害廃棄物対策指針(平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部)」技術資料【技 1-20-15】

(2) 主な適正処理困難物

(3) 廃家電

廃家電のうち、家電リサイクル法対象品目、小型家電リサイクル法対象品目、その他のリサイクル可能な家電は、基本的には平時と同じルートでリサイクルを行う。破損・腐食等によりリサイクルが困難な場合は、仮置場で破砕処理を行い、有価物の回収に努めながら処理処分する。



出典：災害廃棄物対策指針技術編（技 1-20-7）を一部修正

図 3-9 廃家電製品の処理フロー

出典：「北海道災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月 北海道）」

① 廃自動車

廃自動車は、基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づいて処理を行う。

市町村は、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動、所有者の意思確認、所有者又は引取業者に引き渡すまでの保管を行う。所有者が不明の場合は、一定期間公示した後、引取業者に引き渡す。

表 3-23 自動車の処理方法と留意点

項目	内容											
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要。 ・自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。 ・被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。 											
被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動	<ul style="list-style-type: none"> ・被災自動車の被災域からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。 ・被災車両は、レッカー車、キャリアカーにより仮置場まで輸送する。 ・冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。 ・電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。 ・廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。 ・電気自動車、ハイブリッド車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。 											
所有者の照会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災自動車の所有者を調べるには、情報の内容により照会先が異なる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報の内容</th> <th>照会先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">車両ナンバー</td> <td>登録自動車</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>軽自動車検査協会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車検証・車台番号</td> <td>陸運局</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明の場合は、一定期間公示し、所有権が市町村に帰属してから当該車両を引取業者に引き渡す。 	情報の内容		照会先	車両ナンバー	登録自動車	国土交通省	軽自動車	軽自動車検査協会	車検証・車台番号		陸運局
情報の内容		照会先										
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省										
	軽自動車	軽自動車検査協会										
車検証・車台番号		陸運局										
仮置場における保管	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み自動車の保管の高さは、野外においては囲いから 3m以内は高さ 3mまで、その内側では高さ 4.5mまでとする（ただし、構造耐力上安全なラックを設けて保管し、適切積み下ろしができる場合を除く）。大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが原則平積みとする。 ・津波堆積物等が車内に存在する場合は、堆積物の事前に除去が望ましい。 ・被災車両は、車台番号及びナンバープレート情報が判別できるものとできないものとに区分する。 											

出典：災害廃棄物対策指針技術編（技 1-20-8）を一部改編

出典：「北海道災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月 北海道）」

② 腐敗性廃棄物

腐敗性廃棄物には、加工食品や農作物等が挙げられる。市内には食品工場が立地するほか、農業がさかんであり、田畑が多く存在するため、地震時には製造・流通に伴う加工食品が、水害時には農作物が、被災により腐敗性廃棄物として発生する可能性がある。

腐敗性廃棄物は、公衆衛生確保のため、優先して対応を行う。腐敗は時間と共に進行するため、腐敗状況の緊急度に応じて、対応を検討する。発災時の対応方針を表 3-24 に示す。

表 3-24 腐敗性廃棄物の対応方針

廃棄物処理 段階	対応方針	
	地震(主に加工食品)	水害(主に農作物)
発災現場	<p>○応急対応の要否や処分方法を判断するため、次のことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腐敗の進行具合 ・加工品の容器包装の有無、状況 ・冷蔵庫等の通電の有無 ・近隣の住宅等の有無、臭い等の生活環境保全上の支障の有無 	<p>○応急対応の要否や処分方法を判断するため、次のことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腐敗の進行具合 ・土砂等の混入状況 ・近隣の住宅等の有無、臭い等の生活環境保全上の支障の有無
回収時	<p>○加工品等の容器包装の有無に応じ、分別して回収する。</p> <p>○容器包装のあるものは、処理方法に合わせて、必要に応じてプラスチックなどの容器類を可能な範囲で分別する。</p> <p>○発生量が多く、回収までに腐敗が進むような場合は、緊急的な対応として、石灰(消石灰)や脱臭剤の散布の他、段ボール等による水分吸収など公衆衛生を確保する。</p>	<p>○発生量が多く、回収までに腐敗が進むような場合は、緊急的な対応として、石灰(消石灰)や脱臭剤の散布の他、段ボール等による水分吸収など公衆衛生を確保する。</p>
運搬時	<p>○飛散や悪臭の発生がないよう、適宜密閉し運搬する。</p>	<p>○飛散や悪臭の発生がないよう、適宜密閉し運搬する。</p>
仮置場※	<p>○発生現場もしくはそれに近い場所で容器類の分別等を実施する。</p> <p>○悪臭防止対策として、石灰(消石灰)や脱臭剤を散布する。</p> <p>※ここでのいう仮置場とは、建物解体等により発生する災害廃棄物の仮置場とは異なり、発生場所付近で集められた場所。</p>	<p>○悪臭防止対策として、石灰(消石灰)や脱臭剤を散布する。</p> <p>※ここでのいう仮置場とは、建物解体等により発生する災害廃棄物の仮置場とは異なり、発生場所付近で集められた場所。</p>
処理	<p>生鮮食品等の容器包装が除去可能なものについては、生ごみ処理場で処理することを基本とし、容器包装の除去が困難な加工食品等は焼却処理を行う。</p>	<p>可能な限り生ごみ処理場で処理を行うが、処理能力を大幅に超過する場合は焼却処理を行う。また、水害時には水分量が多くなる事も想定されるため、焼却処理が困難な場合は堆肥化や民間施設での受入調整を行う。</p>

第 1 1 項 水害による廃棄物への対応

水害で発生する廃棄物は、土砂や水分を含む場合があることから、収集運搬、処理にあたって留意が必要である。

表 3-25 水害時の災害廃棄物の特徴と対応

主な廃棄物	特徴	対応
畳、家具等の粗大ごみ	・水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭を発生する。 ・水分を多く含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生し、平常時の人員及び車輛等では収集・運搬が困難な場合がある。	・腐敗性のあるものは早期に優先的に処理を行う。 ・積み込み・積下ろしの際に、重機や平積みダンプ等を使用する。
危険物	・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物や、消火器、灯油ストーブ、ガラス片などが混入する場合がある。	予め分別排出の周知を徹底する。
全般	・土砂や泥が多く混入している場合がある。	破碎・ふるい等の処理を行う。

第 1 2 項 思い出の品等

がれき撤去等で回収される思い出の品等は、可能な限り集約して別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設ける。回収の際に土や泥が付着している場合は洗浄・乾燥し、発見場所や品目等の情報を整理して保管・管理する。また、閲覧・引き渡しにあたっては、広報等で周知し、面会や郵送（本人確認が可能な場合）により引き渡しを行う。

貴重品については、遺失物法にもとづき警察に引き渡す。

第4編 地域特性と対応方針

恵庭市では、最終処分場へのアクセスが漁川に沿う道道恵庭岳公園線の 1 ルートのみであるため、河川の氾濫により断絶される可能性がある。また、ごみ焼却場、生ごみ・し尿処理場及び下水終末処理場が浸水想定エリアに立地していることから、施設自体は対策を施しているものの、最終処分場と同様にアクセスルートが断絶される可能性がある。

このため、道路の寸断状況に応じて災害廃棄物を仮置場に保管することができるよう、候補地を検討しておくことが対策として挙げられる。表 4-1 に示すとおり市内には 139.72ha の都市公園があることから、これらの公有地をはじめとして、他の公有地等についても災害時の土地利用方針、仮置場必要面積、廃棄物処理施設等の搬入先や住宅の立地状況等を考慮し、関係部局と調整して仮置場を選定する。

なお、廃棄物処理施設が被災により一時的に稼働停止する場合は、必要に応じて道を通じて民間事業者や道内の他自治体に支援要請を行い、処理体制を構築する。また、平時から、協定にもとづく支援要請及び受援を速やかにできるよう、窓口や手続きの確認等を行う。

表 4-1 都市公園の種類と面積

都市公園の種類	箇所数	面積(m ²)	面積(ha)
街区公園	85	224,930	22.49
近隣公園	9	122,153	12.22
地区公園	2	97,147	9.71
総合公園	2	521,609	52.16
特殊公園	3	49,282	4.93
都市緑地	24	382,122	38.21
合計	125	1,397,243	139.72

出典：国土数値情報 都市公園データ 平成 23 年

※全国の都市公園法で定める都市公園について、国土交通省都市局が都道府県・市区町村から情報を収集して作成した都市公園リストをもとに整備されたものである。

【参考】

今後、本骨子案をもとに災害廃棄物処理計画を策定する上での検討事項を以下に示す。

<今後検討を要する課題等>

- 対象とする廃棄物**:骨子案では災害廃棄物対策指針に例示される廃棄物を引用しているが、処理計画策定時には、恵庭市の各処理施設や自区内の民間廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設含む）の能力や処理工程、受入基準等を整理し、恵庭市の処理施設で処理する事を原則とするもの、自区内民間施設へ処理を依頼するもの、近隣民間施設へ処理を依頼するものに分け、災害廃棄物の分類を整理する必要がある。
- 仮置場のレイアウト案**:対象とする廃棄物と同様に、搬入先及び処理工程を見据えた分別区分を検討する必要がある。
- 災害廃棄物担当組織**:発災後に災害廃棄物担当組織を構築する事は困難であるため、関連部局と調整の上、基本となる具体的組織体系について事前に決定しておく必要がある。特に解体撤去、仮置場の設置・運営、ボランティアとの連携、住民への広報においては、環境対策班のみで実施する事は実質不可能であるため、民間事業者も含めた事前調整が重要である。
- 民間事業者との連携**:災害廃棄物処理が必要となる災害時には民間事業者の協力が必要不可欠となるため、災害廃棄物処理計画に応じた協定の締結や協議会の設置等の検討が必要である。
- ボランティアとの連携**:被災家屋の片付け等にはボランティアの協力が必要不可欠であるが、発災後に指揮系統や作業内容等を構築すると混乱が生じるため、作業マニュアルを含めた対応方針の事前計画が必要である。
- し尿**:仮設トイレの必要基数は80基として計画しているが、全てを備蓄する事は現実的ではなく、また、民間事業者からのリースによる対応も困難が予想されるため、基地・防災課で備蓄している組み立てトイレ等を含めた災害時のトイレの計画について再度検討が必要である。また、下水終末処理場が被災した場合には、し尿の収集は可能であっても処理ができなくなる事から、広域処理の事前調整も必要となる。
- 避難所ごみ**:避難所の運営は他対策部局の所掌となるため、避難所における具体的なごみの分別・保管・必要資材等について事前に整理し、避難所運営マニュアル等に明記しておく必要がある。
- 災害時における生活系ごみの収集運搬・処理**:発災時の施設の稼働状況や道路状況等により、生活系ごみの収集及び処理は大きな変更を行わなければならないため、被害の状況に応じたごみ収集及び処理を計画する必要がある。特に生ごみやおむつ等の衛生ごみについては、仮置場での受入は課題が多いため、優先的に収集して対応する必要がある。

- 災害廃棄物発生量等の推計**：災害廃棄物の発生原単位や種類別割合には、いわゆる片付けごみも含まれているが、大半は解体・撤去時に発生するものが想定されている。解体・撤去は比較的時間の猶予が発生するものと思われるが、片付けごみは初期の迅速な対応が必要となる場合が多く、解体・撤去とは別に推計及び計画を行う必要がある。
- 災害廃棄物処理実行計画の作成**：本計画を基に発災後に策定する災害廃棄物処理実行計画は、長期的な計画となるが、前述のとおり片付けごみは初期の迅速な対応が必要となるため、仮置場での受入等について、片付けごみと解体・撤去によるものでフェーズを分けて整理し、処理においては一体的に行うなど、実行計画の方針を定める必要がある。
- 仮置場の選定**：仮置場の選定条件のように、住民用仮置場・一次仮置場・二次仮置場でそれぞれ条件が異なるが、加えて避難所の計画や消防・建設部局の拠点等との兼ね合いも生じる事から、災害時における全市的な土地利用を計画する必要がある。